

国 自 旅 第 2 6 2 号
平成 2 2 年 3 月 2 3 日

各 地 方 運 輸 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

） 殿

自 動 車 交 通 局 長

「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

自家用有償旅客運送の登録制度については、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行され、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 1 号）等により取り扱っているところであるが、構造改革特区の第 1 2 次提案において、「地縁による団体」についても自家用有償旅客運送を行えるよう提案があり、「構造改革特区の第 1 2 次提案等に対する政府の対応方針」において平成 2 0 年度中に提案事項について結論を得るとしているところである。これらの提案について実現の可否について検討を行った結果、地方自治法第 2 6 0 条の 2 の規定により市町村長の認可を受けた地縁による団体については、提案事項を認め、全国的に実施することとし、実施のため規則に関して所要の改正を行うこととしたところである。

このため、これらの改正を踏まえ、標記について、別紙 1 及び 2 の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。